新銀行法施行規則別紙様式第五号の二第２２の表及び同様式第２４の表の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

新銀行法施行規則別紙様式第六号第１の中間貸借対照表記載上の注意１⑷、別紙様式第六号の二第１の中間貸借対照表記載上の注意１⑷、別紙様式第七号第１の中間貸借対照表記載上の注意１⑷及び別紙様式第七号の二第１の中間貸借対照表記載上の注意１⑷の規定は、令和三年四月一日以後に開始する中間事業年度に係る中間貸借対照表等（銀行法第二十条第一項に規定する中間貸借対照表等をいう。以下この項から第十七項までにおいて同じ。）について適用し、同日前に開始する中間事業年度に係る中間貸借対照表等については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に開始する中間事業年度に係る中間貸借対照表等については、新銀行法施行規則の規定を適用することができる。

新銀行法施行規則別紙様式第六号第１の中間貸借対照表記載上の注意１⑵⑪及び同様式第１の中間損益計算書記載上の注意４、別紙様式第六号の二第１の中間貸借対照表記載上の注意１⑵⑪及び同様式第１の中間損益計算書記載上の注意４、別紙様式第七号第１の中間貸借対照表記載上の注意１⑵⑩及び同様式第１の中間損益計算書記載上の注意５並びに別紙様式第七号の二第１の中間貸借対照表記載上の注意１⑵⑩及び同様式第１の中間損益計算書記載上の注意５の規定は、令和三年四月一日以後に開始する中間事業年度に係る中間貸借対照表等について適用し、同日前に開始する中間事業年度に係る中間貸借対照表等については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に終了する中間事業年度に係る中間貸借対照表及び同様式第２の中間貸借対照表の規定は、施行日以後に終了する中間事業年度に係る中間貸借対照表等について適用し、同日前に終了する中間事業年度に係る中間貸借対照表等については、なお従前の例による。

新銀行法施行規則別紙様式第六号の三第１の貸借対照表記載上の注意１⑸、別紙様式第六号の四第１の貸借対照表記載上の注意１⑸、別紙様式第七号の三第１の貸借対照表記載上の注意１⑸及び別紙様式第七号の四第１の貸借対照表記載上の注意１⑸の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る貸借対照表等（銀行法第二十条第一項に規定する貸借対照表等をいう。以下この項から第二十一項までにおいて同じ。）について適用し、同日前に開始する事業年度に係る貸借対照表等については、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る貸借対照表等について適用することができる。

新銀行法施行規則別紙様式第六号第１の中間貸借対照表記載上の注意１⑵⑪及び同様式第１の損益計算書記載上の注意８、別紙様式第七号の三第１の貸借対照表記載上の注意１⑵⑩及び同様式第１の損益計算書記載上の注意９並びに別紙様式第七号の四第１の貸借対照表記載上の注意１⑵⑩及び同様式第１の損益計算書記載上の注意９の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る貸借対照表等について適用し、同日前に開始する事業年度に係る貸借対照表等については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に終了する事業年度に係る貸借対照表等については、新銀行法施行規則の規定を適用することができる。

新銀行法施行規則別紙様式第六号の三第１の貸借対照表記載上の注意１⑶、別紙様式第六号の四第１の貸借対照表記載上の注意１⑶、別紙様式第七号の三第１の貸借対照表記載上の注意１⑶及び別紙様式第七号の四第１の貸借対照表記載上の注意１⑶の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る貸借対照表等について適用し、同日前に終了する事業年度に係る貸借対照表等については、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る貸借対照表等について適用することができる。

新銀行法施行規則別紙様式第六号の三第１の貸借対照表及び同様式第２の貸借対照表並びに別紙様式第六号の四第１の貸借対照表及び同様式第２の貸借対照表の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る貸借対照表等について適用し、同日前に終了する事業年度に係る貸借対照表等については、なお従前の例による。

新銀行法施行規則別紙様式第六号第１の中間貸借対照表記載上の注意１⑶、別紙様式第六号の四第１の貸借対照表記載上の注意１⑶、別紙様式第七号の三第１の貸借対照表記載上の注意１⑶及び別紙様式第七号の四第１の貸借対照表記載上の注意１⑶の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る貸借対照表等について適用し、同日前に終了する事業年度に係る貸借対照表等については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に終了する事業年度に係る貸借対照表等について適用することができる。

新銀行法施行規則別紙様式第六号の三第１の貸借対照表及び同様式第２の貸借対照表並びに別紙様式第六号の四第１の貸借対照表及び同様式第２の貸借対照表の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る貸借対照表等について適用し、同日前に終了する事業年度に係る貸借対照表等については、なお従前の例による。

新銀行法施行規則別紙様式第六号第１の中間貸借対照表記載上の注意１⑶、別紙様式第六号の四第１の貸借対照表記載上の注意１⑶、別紙様式第七号の三第１の貸借対照表記載上の注意１⑶及び別紙様式第七号の四第１の貸借対照表記載上の注意１⑶の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る貸借対照表等について適用し、同日前に終了する事業年度に係る貸借対照表等については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に終了する事業年度に係る貸借対照表等について適用することができる。

新銀行法施行規則別紙様式第六号の三第１の貸借対照表及び同様式第２の貸借対照表並びに別紙様式第六号の四第１の貸借対照表及び同様式第２の貸借対照表の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る貸借対照表等について適用し、同日前に終了する事業年度に係る貸借対照表等については、なお従前の例による。

新銀行法施行規則別紙様式第六号第１の中間貸借対照表記載上の注意１⑵⑪及び同様式第１の中間損益計算書記載上の注意４、別紙様式第六号の二第１の中間貸借対照表記載上の注意１⑵⑪及び同様式第１の中間損益計算書記載上の注意４、別紙様式第七号第１の中間貸借対照表記載上の注意１⑵⑩及び同様式第１の中間損益計算書記載上の注意５並びに別紙様式第七号の二第１の中間貸借対照表記載上の注意１⑵⑩及び同様式第１の中間損益計算書記載上の注意５の規定は、令和三年四月一日以後に開始する中間事業年度に係る中間貸借対照表等について適用し、同日前に開始する中間事業年度に係る中間貸借対照表等については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に終了する中間事業年度に係る中間貸借対照表及び同様式第２の中間貸借対照表の規定は、施行日以後に終了する中間事業年度に係る中間貸借対照表等について適用し、同日前に終了する中間事業年度に係る中間貸借対照表等については、なお従前の例による。

新銀行法施行規則別紙様式第六号の三第１の貸借対照表記載上の注意１⑸、別紙様式第六号の四第１の貸借対照表記載上の注意１⑸、別紙様式第七号の三第１の貸借対照表記載上の注意１⑸及び別紙様式第七号の四第１の貸借対照表記載上の注意１⑸の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る貸借対照表等（銀行法第二十条第一項に規定する貸借対照表等をいう。以下この項から第二十一項までにおいて同じ。）について適用し、同日前に開始する事業年度に係る貸借対照表等については、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る貸借対照表等について適用することができる。

新銀行法施行規則別紙様式第六号第１の中間貸借対照表記載上の注意１⑵⑪及び同様式第１の損益計算書記載上の注意８、別紙様式第七号の三第１の貸借対照表記載上の注意１⑵⑩及び同様式第１の損益計算書記載上の注意９並びに別紙様式第七号の四第１の貸借対照表記載上の注意１⑵⑩及び同様式第１の損益計算書記載上の注意９の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る貸借対照表等について適用し、同日前に開始する事業年度に係る貸借対照表等については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に終了する事業年度に係る貸借対照表等については、新銀行法施行規則の規定を適用することができる。

新銀行法施行規則別紙様式第六号の三第１の貸借対照表記載上の注意１⑶、別紙様式第六号の四第１の貸借対照表記載上の注意１⑶、別紙様式第七号の三第１の貸借対照表記載上の注意１⑶及び別紙様式第七号の四第１の貸借対照表記載上の注意１⑶の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る貸借対照表等について適用し、同日前に終了する事業年度に係る貸借対照表等については、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る貸借対照表等について適用することができる。

新銀行法施行規則別紙様式第六号の三第１の貸借対照表及び同様式第２の貸借対照表並びに別紙様式第六号の四第１の貸借対照表及び同様式第２の貸借対照表の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る貸借対照表等について適用し、同日前に終了する事業年度に係る貸借対照表等については、なお従前の例による。

新銀行法施行規則別紙様式第六号第１の中間貸借対照表記載上の注意１⑶、別紙様式第六号の四第１の貸借対照表記載上の注意１⑶、別紙様式第七号の三第１の貸借対照表記載上の注意１⑶及び別紙様式第七号の四第１の貸借対照表記載上の注意１⑶の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る貸借対照表等について適用し、同日前に終了する事業年度に係る貸借対照表等については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に終了する事業年度に係る貸借対照表等について適用することができる。

新銀行法施行規則別紙様式第六号の三第１の貸借対照表及び同様式第２の貸借対照表並びに別紙様式第六号の四第１の貸借対照表及び同様式第２の貸借対照表の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る貸借対照表等について適用し、同日前に終了する事業年度に係る貸借対照表等については、なお従前の例による。

新銀行法施行規則別紙様式第六号第１の中間貸借対照表記載上の注意１⑷、別紙様式第六号の二第１の中間貸借対照表記載上の注意１⑷、別紙様式第七号第１の中間貸借対照表記載上の注意１⑷及び別紙様式第七号の二第１の中間貸借対照表記載上の注意１⑷の規定は、令和三年四月一日以後に開始する中間事業年度に係る中間貸借対照表等（銀行法第二十条第一項に規定する中間貸借対照表等をいう。以下この項から第十七項までにおいて同じ。）について適用し、同日前に開始する中間事業年度に係る中間貸借対照表等については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に開始する中間事業年度に係る中間貸借対照表等については、新銀行法施行規則の規定を適用することができる。

新銀行法施行規則別紙様式第六号第１の中間貸借対照表記載上の注意１⑵⑪及び同様式第１の中間損益計算書記載上の注意４、別紙様式第六号の二第１の中間貸借対照表記載上の注意１⑵⑪及び同様式第１の中間損益計算書記載上の注意４、別紙様式第七号第１の中間貸借対照表記載上の注意１⑵⑩及び同様式第１の中間損益計算書記載上の注意５並びに別紙様式第七号の二第１の中間貸借対照表記載上の注意１⑵⑩及び同様式第１の中間損益計算書記載上の注意５の規定は、令和三年四月一日以後に開始する中間事業年度に係る中間貸借対照表等について適用し、同日前に開始する中間事業年度に係る中間貸借対照表等については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に終了する中間事業年度に係る中間貸借対照表及び同様式第２の中間貸借対照表の規定は、施行日以後に終了する中間事業年度に係る中間貸借対照表等について適用し、同日前に終了する中間事業年度に係る中間貸借対照表等については、なお従前の例による。

新銀行法施行規則別紙様式第六号の三第１の貸借対照表記載上の注意１⑸、別紙様式第六号の四第１の貸借対照表記載上の注意１⑸、別紙様式第七号の三第１の貸借対照表記載上の注意１⑸及び別紙様式第七号の四第１の貸借対照表記載上の注意１⑸の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る貸借対照表等（銀行法第二十条第一項に規定する貸借対照表等をいう。以下この項から第二十一項までにおいて同じ。）について適用し、同日前に開始する事業年度に係る貸借対照表等については、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る貸借対照表等について適用することができる。

新銀行法施行規則別紙様式第六号第１の中間貸借対照表記載上の注意１⑵⑪及び同様式第１の損益計算書記載上の注意８、別紙様式第六号の二第１の中間貸借対照表記載上の注意１⑵⑪及び同様式第１の損益計算書記載上の注意８、別紙様式第七号の三第１の貸借対照表記載上の注意１⑵⑩及び同様式第１の損益計算書記載上の注意９並びに別紙様式第七号の四第１の貸借対照表記載上の注意１⑵⑩及び同様式第１の損益計算書記載上の注意９の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る貸借対照表等について適用し、同日前に開始する事業年度に係る貸借対照表等については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に終了する事業年度に係る貸借対照表等については、新銀行法施行規則の規定を適用することができる。

新銀行法施行規則別紙様式第六号の三第１の貸借対照表記載上の注意１⑶、別紙様式第六号の四第１の貸借対照表記載上の注意１⑶、別紙様式第七号の三第１の貸借対照表記載上の注意１⑶及び別紙様式第七号の四第１の貸借対照表記載上の注意１⑶の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る貸借対照表等について適用し、同日前に終了する事業年度に係る貸借対照表等については、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十